

平成30年山形村議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成30年12月14日（金曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 30請願第 3号

日程第 3 30陳情第 4号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 4 議案第37号

日程第 5 議案第38号

日程第 6 議案第39号

日程第 7 議案第40号

日程第 8 議案第41号

日程第 9 議案第42号

日程第10 議案第43号

日程第11 議案第44号
《追加議案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第12 発議第5号

日程第13 発議第6号

日程第14 閉会中の所管の事務調査の申出について

日程第15 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
10 番 小 林 幸 司 君	11 番 小 出 敏 裕 君
12 番 福 澤 倫 治 君	13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 小林好子 君
総 務 課 長 赤羽孝之 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 堤 岳志 君 課 長
子 育 て 百瀬尚代 君 支 援 課 長	保 育 園 長 宮澤寛徳 君
産 業 振 興 藤沢洋史 君 課 長	建 設 水 道 篠原雅彦 君 課 長
教 育 次 長 上條憲治 君 (教育政策課長)	総 務 課 宮越卓也 君 財 政 係 長

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲 君	書 記 神通川直美 君
-------------	-------------

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影、録音等をするには事前に許可が必要となります。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番、百瀬章議員、9番、竹野入恒夫議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

委員会付託の請願・陳情の審議、表決を行います。

既に、所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る12月12日に委員会審査を行い、30請願第3号『『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書』につきましては採択とし、措置として長野県知事に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見で、2006年当時の県知事により、大幅な手当ての減額が行われた後、現在でも文部科学省省令の3分の1程度の回復しか行われておらず、長野県全体で考えていかななくてはならない案件であり、教員の人材確保の上でも重要なので意見書を上げるべきとの意見がありました。

なお、この請願につきましては、第3回定例会の際、継続審査とし、10月16日にも審査を行いました。

30陳情第4号『後期高齢者の医療費窓口負担の見直し』にあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択については、採択とし、措置として、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見で、負担を2割にすれば医療を受ける人に格差が出るためよくない、意見書を上げるべきという意見や、何年かしたらまた基本を変えてしまう案件が多く、やはり基本を変えるべきではないので採択がよいとの意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより請願・陳情について、順次、討論、採決を行います。

日程第2、30請願第3号『『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書』について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、30請願第3号は採択と決定しました。

日程第3、30陳情第4号『『後期高齢者の医療費窓口負担の見直し』にあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択について』の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、30陳情第4号は採択と決定しました。

◎議案第37号から議案第44号

○議長（三澤一男君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第4、議案第37号から、日程第11、議案第44号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会付託議案の審査結果の報告。総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月11日の審査の結果、次

のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

議案第37号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第38号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第39号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第40号「山形村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について」、議案第45号「平成30年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の所管の款・項について、議案第48号「平成30年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第49号「平成30年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」の7議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしましたので、以上、ご報告申し上げます。

審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 再度訂正お願いいたします。

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 45号というのは41号、48号が43号、49号が44号の誤りでした。よろしくご審議を願います。

○議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月12日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第41号「平成30年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の所管の款・項、議案第42号「平成30年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」の2議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

各委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第4、議案第37号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第38号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第39号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり

可決されました。

日程第7、議案第40号「山形村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第41号「平成30年度山形村一般会計補正予算(第4号)」についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第42号「平成30年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第43号「平成30年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」
についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり
可決されました。

日程第11、議案第44号「平成30年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」
についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり
可決されました。

以上で既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等、議案整理のため、
暫時休憩をします。

休憩。

（午後 1時49分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午後 1時51分）

◎発議第5号

○議長（三澤一男君） 日程第12、発議第5号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 発議第5号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を求める意見書について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

長野県は2006年度より、へき地手当率を国の基準から大幅に少ない額に減額し、現在においてもその額は文部科学省令の3分の1程度にとどまっています。へき地手当等の原資については基準に基づき国から交付されていますが、この基準を下回る手当の支給状況下ではへき地校に勤務する教職員の年齢構成に青年層が過半数を占めるなど大きな偏りが発生しているばかりでなく、臨時的任用の職員の比率が増加しています。

こうした状況を2005年度以前の水準に戻さなければ、へき地校での教職員配置や教育に大きなゆがみが生じることが予想され、県全体の教育水準に大きな影響を与えかねません。

以上のことから、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、長野県知事です。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。
-

◎発議第6号

- 議長（三澤一男君） 日程第13、発議第6号『後期高齢者の医療費窓口負担の見直し』にあたり原則1割負担の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(1番 春日 仁君 登壇)

- 1番（春日 仁君） 発議第6号『後期高齢者の医療費窓口負担の見直し』にあたり原則1割負担の継続を求める意見書について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

政府は「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する」とし、具体的には医療費の窓口負担を現行の1割から2割にする論議が始まっています。

高齢者の負担の増加は、介護に携わる現役世代の生活も圧迫することとなり、全世代への大きな影響を与えます。

以上のことから、後期高齢者の医療費窓口負担については原則1割負担の継続を求め、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。

ご審議をお願いします。

- 議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第14「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査については、各委員長申出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（三澤一男君） 日程第15「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） 異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月7日から本日14日までの8日間にわたり開催されました。

村民の皆様の価値観も多様化し、行政課題も複雑になる時代であります。議会改革の1つとして、過日、一般質問が日曜議会で開催されました。議員の皆様、企画から準備などのご労苦に対し、行政の立場からも、感謝と敬意を表するところでございます。

本定例会では、ご提案申し上げました、すべての案件につきまして、それぞれ慎重に審議の上、可決をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に皆様からいただきましたご意見・提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきたいと思っております。

また、この1年間、山形村の行政運営に対しまして、時には鋭いご指摘をいただき、またご支援、ご協力もいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

季節は、寒さを増し、年末・年始へと向かいますが、迎える年が、山形村にとって、活力ある希望に満ちた年であること祈念申し上げ、議員各位には、健康に留意の上、ますますのご活躍をお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長(三澤一男君) 以上で、平成30年第4回議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時01分)